



Date

【No.7】 平成30年8月からの高額療養費制度

【高額療養費制度とは】

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

【平成30年8月から】

平成30年8月から、70歳以上の方(※)の上限額が個人や世帯の所得に応じて下の表のように変わりました。あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

(※)65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。

【70歳以上の方の1か月あたりの自己負担限度額】

(平成30年8月現在)

区分	適用区分	外来(個人ごと)	外来 + 入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 年収 約 1,160 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 〈多数回 140,100 円〉	
	Ⅱ 年収 約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 〈多数回 93,000 円〉	
	Ⅰ 年収 約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 〈多数回 44,400 円〉	
一般	年収 約 370 万円未満	(外来)18,000 円 [年間の上限 144,000 円]	57,600 円 〈多数回 44,400 円〉
住民税非課税など	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	(外来)8,000 円	15,000 円

「限度額適用認定証」が必要

※ 保険外負担分は対象外となります。

※ 書類作成料や入院時の差額ベッド料、食事代などの自費分は、高額療養費制度の支給対象にはなりません。

※ 「限度額適用認定証」・「限度額・標準負担額減額認定証」を提示しない場合は、医療機関へ請求金額を全額支払い、後日高額療養費制度の申請をして払い戻しを受けることになります。

【申請先・お問い合わせ先】

ご加入されている保険の保険者に対して交付申請を行ってください。

- 健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合・
国民健康保険組合にご加入の方
→ ご加入の医療保険者
- 国民健康保険にご加入の方
→ お住まいの市区町村の担当窓口
- 後期高齢者医療制度の方
→ 各都道府県の後期高齢者医療広域連合、
お住まいの市区町村の担当窓口

家計の負担を心配
しなくていいのは
助かりますね！
療養に専念できます。

